

2 障第 3074 号
令和 3 年 3 月 26 日

事業者 各位

岡崎市長 中根 康浩

令和 3 年度における新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の基準の臨時的な取扱いについて（通知）

平素は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。
さて、令和 2 年 7 月 3 日付け 2 障第 452 号で通知した新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の基準の臨時的な取扱いについて、令和 3 年 4 月 1 日より、下記の取扱いとします。

記

1 対象となるサービス事業所

指定障がい福祉サービス事業所、指定障がい者支援施設、
指定相談支援事業所、指定障がい児通所支援事業所、
指定障がい児相談支援事業所、指定日中一時支援事業所

【全サービス共通事項】

2 適用期間

令和 3 年 4 月 1 日から新型コロナウイルス感染症の感染リスクが著しく低下したと判断されるまで（終了時期は別途通知にて案内予定）。

3 利用定員を超えての受入れ

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、**適正なサービスの提供を確保、感染症の予防に留意した上で、**利用定員を超える利用者の受入れを可能とする。

なお、この対応による、定員超過利用減算は適用しない。

4 サービス提供実績記録票作成における留意点

サービス提供実績記録票を作成する際（電子請求にて送信する場合を含む）在宅支援を提供した場合や居宅等においてできる限りの支援を代替的に提供した場合は、その旨を備考欄に必ず記載すること。

ただし、在宅支援を提供する就労系事業所においては本通知の「6 就労

移行支援・就労継続支援の在宅支援について」を遵守すること。

5 厚生労働省発出の各 Q&A の適用について

厚生労働省発出の各 Q&A に示され、従来から適用を認めていた措置については、原則継続して適用を認めるものとする。ただし、これらの措置は原則やむを得ないと判断される場合において認められるものであることから、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが減少傾向の今後においては、むやみに適用することなく、通常の運営ができるよう努めること。

【就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所における留意点】

6 就労移行支援・就労継続支援の在宅支援について

感染拡大防止の観点から、在宅支援について認められる場合があります。岡崎市ホームページの該当部分を確認すること。

(URL : <https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1561/1610/p026257.html>)

【放課後等デイサービス事業所における留意点】

7 放課後等デイサービスのサービス提供時間について

放課後等デイサービス事業所においては、「授業終了後」と「学校休業日」のサービス提供時間をそれぞれ運営規程で設定し運営を行っているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、で予定していた日を変更して運営を行うことを可能とします。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者ニーズに変更がある場合、臨時的にサービス提供時間を変更する又は延長することも可能とします。

なお、この場合における運営規定の変更の手続きは不要です。

8 放課後等デイサービスのサービスの利用受入対象者について

上記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて、お示ししているところですが、これらの対応は保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもについて、留守番が困難な場合や、保護者が休暇を取得することが困難な場合などを理由に、ふだん以上に子どもが来所する事態に備えるべく整備したものです。臨時的な取扱いの主旨を御理解いただくとともに、開所にあたっては国通知の衛生管理に対する留意事項を徹底いただきますよう、お願いいたします。

9 放課後等デイサービスの代替的に提供したサービスの取扱いについて

感染拡大防止の観点から、通所を控え、居宅等においてできる限りの支援を行うなど代替的にサービスを提供した際に報酬請求が認められる場合があります。具体的な支援内容については令和2年6月30日厚生労働省発出通知「新型コロナ

ウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ & Aについて(その2)」の
Q 8 ~ Q11を参考とすること。

なお、代替サービスを提供した際には支援内容を詳細に記録すること。

担当 福祉部障がい福祉課施策係

TEL (0564)23-6165

FAX (0564)25-7650

Mail shogai@city.okazaki.lg.jp